

佐野厚生総合病院登録医に関する規程

(目的)

第1条 この登録医制度は、地域医療機関(以下「登録医」という)と佐野厚生総合病院(以下「病院」という)が相互に協力して、病診連携ならびに病病連携をより密接にし、良質な地域医療の充実と発展を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 登録を予定する医師は、必要事項を登録医申請書(第1号様式)に記入し院長に提出する。

- 2 院長は、申請書を検討し、登録医として認めた医師に登録医証を交付する。
- 3 登録医は、病院内の「佐野厚生総合病院連携登録医」一覧に掲載する。
- 4 登録医の有効期間は5年間とする。ただし、登録医を辞退する意思表示がない場合は、自動的に更新される。
- 5 登録を辞退する場合は、当該登録医が院長に通知する。

(共同利用)

第3条 登録医は医療機器(MR・CT・RI・骨塩定量等)、および病床の共同利用ができる。

- 2 検査を希望する時は、放射線科へ連絡し検査予約を行い、診療情報提供書を地域医療連携室へFAXし、当日患者に持参させるものとする。
- 3 入院を希望する時は、時間内は地域医療連携室に、時間外は日当直医に連絡する。
- 4 共同利用病床は5床とする。

(共同指導・研修診療)

第4条 登録医は、自ら共同利用病床に入院させた患者について主治医と療養上の共同指導を行うことができるが、主治医は院内の常勤医師が担当する。

- 2 登録医は診療に必要な指示等は、主治医と協議できるが、指示の選択、治療方針の決定は主治医が行う。
- 3 登録医は病棟において、患者の共同指導を行ったときはその都度診察所見、その他の意見を診療録に記載し、署名するものとする。この記録は主治医が必ず確認し、電子カルテ上に保管するものとする。
- 4 登録医はとちまるネットを利用し患者の情報の閲覧を行い、地域医療連携室宛てFAXまたは電子メールにて主治医への指示・意見等を行うことができる。この記録は主治医が必ず確認し、電子カルテ上に保管するものとする。
- 5 担当科診療部長または主治医の承諾のもとに、検査や治療等を見学することができる。

- 6 担当科診療部長の認める範囲において、主治医の承諾のもとに、手術助手、検査実習などの診療(研修診療)を行なうことができる。

(待遇)

第5条 登録費は無料とする。

- 2 第4条に定める共同指導・研修診療については無報酬とする。
- 3 登録医は病院の図書室を利用することができる。
- 4 病院は、研修・研究会等の開催通知(連絡)を登録医に案内する。
- 5 病院は登録医の為に共同利用病床を確保し、緊急入院等が必要な紹介に対応するよう努める。

(来院方法)

第6条 登録医が来院した時は、地域医療連携室(月～金曜 8:30～17:00、第1・3・5土曜 8:30～12:30)あるいは防災センター受付(月～金曜 17:00～翌日8:30、第1・3・5土曜 12:30～翌日8:30、第2・4土曜、祝・休日)に設置してある登録医来院記録に必要事項を記入し、登録医名札を付けることとする。

(その他)

第7条 登録医制度の運用に関し、この規定に定めない事項並びに疑義が生じた事項については、院長と登録医が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この取り決めは、平成27年9月1日から施行する。

平成27年10月31日 一部改訂